
配慮指針編

本編は、市域での環境に配慮した開発を行う際の配慮指針を、環境利用の段階別に整理しています。事業検討地区や実施地区及び周辺における配慮指針を把握し、環境配慮を実践してください。

1

計画地の検討にあたっての配慮

基本目標	配慮対象	配慮指針		
		配慮指針番号		
健康で安心して暮らせる生活環境の形成	大気環境への配慮	1 a	大気汚染物質の排出を伴う環境利用に際しては、大気の停滞しやすい地域や住宅地、市街地及び周辺での立地は極力回避するとともに、適切な防止対策を図り、環境への影響の最小化に努める。	
		1 b *	多量の自動車利用を伴う環境利用に際しては、交通渋滞等を引き起こしやすい地域での立地は避けるように努める。	
		1 c	多量の自動車利用を伴う環境利用に際しては、谷戸や狭隘道路、住宅地など周辺での立地は避けるように努める。	
		1 d *	大勢の人が集う環境利用に際しては、公共交通機関が利用しやすい地域での立地に努める。	
	水環境への配慮	2 a	水質汚濁物質の排出を伴う環境利用に際しては、閉鎖性水域や浄化能力の低い河川への汚染物質の流入に配慮し、立地は極力回避するとともに、適切な防止対策による環境への影響の最小化に努める。	
	生活環境への配慮	3 a	騒音や振動、悪臭が発生しやすい環境利用に際しては、住宅地や市街地及び周辺での立地は極力回避するとともに、適切な防止対策を図り、環境への影響の最小化に努める。	
		3 b	有害化学物質の使用を伴う環境利用に際しては、住宅地や市街地及び周辺での立地は極力回避するとともに、有害化学物質の適正な使用や管理の徹底に努める。	
	自然災害への配慮	4 a	地震、土砂災害、洪水、高潮に脆弱な地域での環境利用は極力回避するよう努めるとともに、適切な防止対策による環境への影響の最小化に努める。	
		4 b	地域の自然災害の防止等に大切な役割を果たしている森林地での環境利用は抑制するように努める。	
		4 c	本市に多くみられる狭小な谷戸における大規模な施設等の立地は極力回避するとともに、適切な防災対策を図り、災害の環境への影響の最小化に努める。	
		4 d	活断層及び周辺における環境利用は避けるように努める。	
	海に開かれた緑豊かな自然と共生するまちづくり	自然環境への配慮	5 a	連続した水辺や樹林地等の自然環境の分断の回避に努める。
			5 b	多様で希少な野生動植物の生息・生育地などでの環境利用にあたっては、生息・生育環境の保全を図るとともに、環境への影響の最小化に努める。
5 c			自然型レクリエーションなどの環境利用に際しては、良好な自然環境資源の積極的な保護・保全を図るとともに、自然環境資源の再生などが図りやすい地域での立地に努める。	
身近な自然への配慮		6 a	傾斜地山林は、市街地に残された貴重な緑であるとともに、土砂流出防止機能を果たす緑として貴重であることから、やむを得ず伐採する場合においても、移植するなどして質と量の保全に努める。	
		6 b	計画地における巨樹・巨木などの景観木や花木、溪流や特異な地形などの自然景観資源の保全と活用に努めるとともに、周辺地域からの眺望の保全や地域景観の維持に努める。	

基本目標	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
海に開かれた 緑豊かな自然 と共生するま ちづくり	海域環境への配慮	7 a	本市に残された自然海岸の適切な保全に努める。
	歴史的・文化的環境 への配慮	8 a	計画地及び周辺地域における歴史的・文化的資源の適正な保護・保全に努める。
環境への負荷 の少ない循環 型社会の形成	廃棄物への配慮	9 a *	大量の廃棄物等を発生する環境利用に際しては、リサイクルの効率化が図りやすい地域での立地に努めるとともに、既存施設の協力による廃棄物の資源化、循環利用に努める。
	エネルギーへの配慮	10 a *	多量の水利用を伴う環境利用に際しては、水資源を得やすい地域及び使用水の再利用や循環利用が図りやすい条件地での立地に努め、水資源の有効利用に努める。
		10 b *	多量のエネルギー使用を伴う環境利用に際しては、地域に潜在する未利用エネルギーを利用しやすい条件地での立地に努める。
		10 c *	多量の廃熱を伴う環境利用に際しては、廃熱の有効利用が効率的に図りやすい条件地での立地に努める。

2 土地利用及び施設配置の検討に際しての配慮

基本目標	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
健康で安心して暮らせる生活環境の形成	大気環境への配慮	1 a *	土地利用や施設配置の検討にあたっては、周辺地域での交通安全の確保や交通渋滞の発生防止など生活環境への影響の最小化に努める。
		1 b *	駐車場等の整備にあたっては、駐車場への車の出入りに伴う周辺沿道での交通渋滞の防止や交通安全の確保が図れるような施設配置に努める。
		1 c *	土地利用や施設配置の検討にあたっては、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染等の発生防止に努めるとともに、適切な環境保全対策を図る。
	水環境への配慮	2 a	上流域の流域界での大規模な地形改変は、流域内の水源涵養量へ変化をもたらすため、計画的、段階的な改変に努める。
		2 b	地形改変によって降水が特定地域に集中しないよう、計画的な改変に努める。
		2 c *	上流域などにおける樹木の大量伐採は、地表水の大量流出につながり、水源涵養機能の低下につながるため、計画的、段階的な伐採に努める。
	騒音・振動への配慮	3 a *	周辺環境に影響を及ぼす騒音・振動を発生する施設の配置には十分配慮する。
	地震災害への配慮	4 a	電気・ガス管、水道管等ライフラインの埋設に際しては、地震時における液状化等からの安全性の確保に努める。
	土砂災害への配慮	4 b	敷地周辺に斜面がある場合には、斜面の安定性について十分な調査を行い、建物の被害防止に努める。
海に開かれた緑豊かな自然と共生するまちづくり	すぐれた自然への配慮	5 a *	計画地での土地利用や施設配置の検討にあたっては、地形の起伏や形状等を活かした計画となるように工夫するとともに、造成計画の立案にあたっては、地形改変量や土砂移動量の最小化に努める。
		5 b	多様な生物や貴重な生物の生息地においては、環境利用による生息域の分断や生物への影響の最小化に配慮した計画づくりに努める。
		5 c	地形改変や敷地整備等に際しては、現存する良好な樹林地を残すように努めるとともに、植生の伐採等改変にあたっては、地域に生息する生物の繁殖時期を避けるように努める。
	自然とのふれあいの場への配慮	6 a	計画地における身近な動植物の生息・生育地やその生息・生育環境の維持保全に努めるとともに、自然観察等身近に自然とふれあえる緑地や空間等としての活用に努める。
	身近な自然への配慮	7 a	有害化学物質など環境汚染物質等を使用する事業や農作物生産に影響を与えやすい物質を排出するおそれのある事業等の立案にあたっては、周辺の農地等緑地での土壌汚染や用水の汚染等の未然防止に努める。
		7 b	急傾斜地やその周辺、地表水が集中しやすい地盤条件地での施設配置等は避け、緑地などオープンスペースとしての活用に努める。

基本目標	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
海に開かれた 緑豊かな自然 と共生するま ちづくり	都市内緑化への配慮	8 a	緑地配置や植栽計画の検討にあたっては、当該地域の自然植生や潜在自然植生に配慮した緑地の整備に努める。
		8 b	計画地外縁部の緑化や施設周辺緑化（壁面や屋上緑化等を含む）などにより、良好な景観の整備に努める。
		8 c *	緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地や緑地、水辺などとの連続性の確保やまとまりある緑地の保全に努める。
		8 d	生物生息域を分断するおそれがある事業計画にあたっては、生物の移動空間・経路の確保等に努める。
		8 e *	都市公園の設置にあたっては、地域特性に応じた樹木の選定、ピオトープ（ 1 ）としての緑化、災害時のオープンスペース及び延焼防止効果等の地域のニーズに即した計画づくりに努める。
		8 f *	計画地における空地は、極力緑化を行い、緑豊かな空間の創出に努める。
	河川、ため池等への配慮	9 a	河川及び水辺の整備、堰等の設置にあたっては、水辺や護岸等の多自然型化（ 2 ）や水生生物の遡上環境の確保に努める。
		9 b	ため池・堰等の整備にあたっては、多様な水辺環境の整備や護岸等の多自然型整備に努め、生物の生息環境の確保に努める。
	自然景観への配慮	10 a	計画地内の眺望地点及び周辺の保全を図るとともに、市民への開放等に努める。
		10 b	本市に多くみられる狭小な谷戸を囲む傾斜地における施設配置は極力避けるとともに、地域住民に与える景観的インパクトの軽減化に努める。
		10 c	計画地での施設配置等の検討にあたっては、計画地に隣接する農地等緑地の有する眺望や田園景観の保全と活用に努めるとともに、周辺緑化や建物の色彩やデザインの工夫による田園景観への影響の最小化に努める。
		10 d	市民に親しまれている景観地やレクリエーション地周辺において、やむを得ず樹木の伐採を行う場合には、計画的、段階的な伐採や代替措置に努め、インパクトの軽減化を図る。
		10 e *	市街地等に隣接する計画地では、街並み景観に留意した建築物の色彩やデザイン、また、高さ等の検討に努めるとともに、地域の街並みと調和した歩行者空間及び植栽空間やポケットパークの設置に努める。
		10 f *	良好な地形、樹林、水辺等を有する地域での地形改変等は極力避けるとともに、景観資源としての有効活用に努める。
		10 g *	建築物の配置及び規模に十分配慮し、周辺からの水辺景観や丘陵地等への眺望の確保を図る。
		10 h	眺望の良い小高い丘の上の公園等の周囲における施設の配置等にあたっては、その眺望を阻害しないような低層化や配置の工夫等により眺望の確保に努める。特に、海への眺望の確保に努める。
	海域環境への配慮	11 a	公有水面の埋立や水辺の整備にあたっては、環境に配慮した護岸の整備や干潟、瀬、淵の保全・創造等、多様な水辺環境の創出に努める。また、より親水性の高い環境整備に努める。

1 ピオトープ：独語で「ピオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「野生生物の生息空間」を意味する。生物学的には生物の生息に必要な最小単位の空間のこととされている。

2 多自然型化：生き物にとって豊かな環境条件をつくり出すために、できるだけ自然の植物や石などを用いる整備をいう。

基本目標	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
海に開かれた 緑豊かな自然 と共生するま ちづくり	海域環境への配慮	11 b	埋立や海岸線における事業計画にあたっては、海水の浄化が期待される護岸などの整備に努める。
		11 c	海岸での環境利用にあたっては、地域住民の海へのアクセスが確保されるよう工夫を図る。
	歴史的・文化的資源 への配慮	12 a	計画地における土地利用や施設配置の検討にあたっては、計画地及び周辺地域における歴史的・文化的資源を活かした施設配置に努める。
	埋蔵文化財への配慮	13 a	埋蔵文化財周辺における地形改変にあたっては、埋蔵文化財を破損しないよう十分な対応を図る。
環境への負荷 の少ない循環 型社会の形成	廃棄物への配慮	14 a *	土地利用や施設配置の検討にあたっては、廃棄物の分別やリサイクル、資源化を図りやすい施設配置及び設備等の確保等に努める。
		14 b *	施設配置等の検討にあたっては、廃棄物置場の確保及び資源回収・廃棄物収集の効率化が図れるような工夫に努める。
		14 c *	土地利用や施設配置の検討にあたっては、造成残土や伐採木、コンクリート型枠材等の建築廃材の再使用や有効利用に努め、廃棄物としての減量化に努める。
		14 d *	建築計画の検討にあたっては、建築資材や解体材の有効利用に努め、建築廃材の減量化に努める。
	エネルギー及び地球 温暖化への配慮	15 a *	建物の配置、形状等デザインの検討、緑地や植栽の配置等の検討にあたっては、良好な自然採光や採風等が図れるように努める。
		15 b *	施設等の建築計画や設備計画の検討にあたっては、建物の断熱構造化等による省エネルギー化に努めるとともに、省エネルギー型設備の導入に努める。
		15 c *	施設計画や設備計画の検討にあたっては、太陽エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努める。
		15 d *	事業計画地内での土地利用や施設配置の検討にあたっては、地域冷暖房システム、コージェネレーションシステムなどの導入の検討など、エネルギー利用効率の向上に努める。
		15 e *	施設からの廃熱や温排水等のエネルギー資源の有効利用に努める。
		15 f *	下水道等の温度差・堆肥熱など、地域に潜在する未利用エネルギーを活用したエネルギー利用などの検討に努める。
	地球温暖化への配慮	16 a *	二酸化炭素の吸収源となる樹木の植栽に努める。

3 土地の改変や建設工事にあたっての配慮

環境利用行為	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
樹木の伐採	河川の水量への配慮	1 a *	上流域などにおける樹木の大量伐採は、地表水の流出性を高め、長雨や集中豪雨時においては、河川の水量の増加をもたらす、洪水の発生要因となるため、計画的、段階的な伐採に努める。
	水源涵養への配慮	1 b *	上流域などにおける樹木の大量伐採は、地表水の大量流出につながり、水源涵養機能の低下につながるため、計画的、段階的な伐採に努める。
	土砂災害への配慮	1 c	急傾斜地における樹木の大量伐採は、地盤の脆弱化につながり、場合によっては斜面崩壊をもたらすため、計画的、段階的な伐採に努める。
	緑地・生物への配慮	1 d	貴重な生物や生物の多様性がみられる地域での樹木の伐採にあたっては、生物及び生息環境への影響の最小化に努める。
	自然景観への配慮	1 e	市民に親しまれている景観地やレクリエーション地周辺における樹木の伐採にあたっては、計画的、段階的な伐採に努め、インパクトの軽減を図る。
	傾斜地山林への配慮	1 f	傾斜地山林は、市街地に残された貴重な緑であるとともに、土砂流出防止機能を果たす緑として貴重であることから、やむを得ず伐採する場合においても、移植するなどして、質と量の保全に努める。
地形の改変	大気環境への配慮	2 a *	地形改変や建築等建設工事に係る重機等の使用に伴う地域の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努める。
	水環境への配慮	2 b	地形改変によって降水が特定地域に集中しないよう、計画的な改変に努める。
	水源涵養への配慮	2 c	上流域の流域界での大規模な地形改変は、流域内の水源涵養量へ変化をもたらすため、計画的、段階的な改変に努める。
	騒音・振動への配慮	2 d *	地形改変や建築等建設工事に係る重機の使用に伴う騒音・振動等の公害の防止に努める。
	地震災害への配慮	2 e	急傾斜地における地形改変は最小限にするとともに、大規模な地震に伴い発生する可能性の高い斜面崩壊等に十分配慮する。
	土砂災害への配慮	2 f	急傾斜地における表土の露出は、集中豪雨や長雨時に流出する可能性があるため、地形改変の時期や期間の設定に十分配慮するとともに、その施工方法についても十分な検討を図る。
	谷戸への配慮	2 g	狭小な谷戸を囲む斜面地での地形改変にあたっては、谷戸部への表土の流出に十分配慮する。
	緑地・生物への配慮	2 h	多様な生物や貴重な生物の生息地での地形改変に際しては、地形改変による生息域の分断や生物の保全に十分配慮し、計画的な対応を図る。
		2 i	保全すべき貴重な動植物及び動物の生息する地域をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業計画地の適地等に移植するなど適切な措置に努める。

環境利用行為	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
地形の改変	自然とのふれあいの場への配慮	2 j	市街地及びレクリエーション地における地形の改変にあたっては、住民に与える景観的インパクトの軽減化に努める。
	傾斜地山林への配慮	2 k	傾斜地山林は、市街地に残された貴重な緑であるとともに、土砂流出防止機能や景観形成を果たす緑として貴重であることから、やむを得ず地形改変する場合においても、移植するなどして、質と量の保全に努める。
	海域環境への影響	2 l	埋立など海岸の改変等にあたっては、生物生息環境への影響等の回避に努める。
	埋蔵文化財への配慮	2 m	埋蔵文化財周辺における地形改変にあたっては、埋蔵文化財を破損しないよう十分な対応を図る。
	自然景観への配慮	2 n	狭小な谷戸を囲む傾斜地での地形改変にあたっては、地域住民に与える景観的インパクトの軽減化に努める。
	土壌への配慮	2 o *	汚染土壌の掘削・移動等による事業計画地の土壌への影響に十分配慮する。
農地の転用	水源涵養への配慮	3 a	農地の持つ地下水や河川への涵養機能を維持するため、環境利用にあたっては、敷地内における透水面の確保に配慮する。
	洪水への配慮	3 b	農地は保水機能を有しているため、特に洪水の発生しやすい河川周辺の農地の転用にあたっては、透水面の確保に十分配慮する。
	自然景観への配慮	3 c	農地の転用にあたっては、植栽等によって周囲の田園風景との調和を図るなど景観の維持に配慮する。
河川、ため池、海の改変	水源涵養への配慮	4 a	河川、湖沼の改変にあたっては、地下水の涵養や保水機能の維持の観点から、水辺の土壌や植物の保全に努めるとともに、河床・湖底の透水性を確保し、伏流水への涵養の維持に努める。
	洪水、高潮への配慮	4 b	洪水、高潮の未然防止を図るため、適切な護岸整備を図る。
	溪流、河岸、海岸への配慮	4 c	本市に残された貴重な自然海岸や自然性の高い河川等における護岸整備にあたっては、多自然型工法の採用に努めるなどして自然性の維持に努める。
	自然景観への配慮	4 d	海岸、河川、湖沼の自然性の高い景観の維持を基本とし、景観的变化の少ない工法の工夫を図る。
建設残土の発生	廃棄物の発生・増加への配慮	5 a *	計画地における造成残土及び既存建築物等の解体に際しては、廃材と資源材、環境汚染材等の分別に努めるとともに、資源材の有効利用と環境汚染材の適正処分に努める。
		5 b *	埋立等に伴う土砂等の搬入にあたっては、汚染物質を含まない土砂の使用に努め、地下水汚染等環境汚染の防止に努める。
		5 c *	建物や建築物の解体にあたっては、解体材の資源化と有効利用に努め、建築廃材の減量化に努める。
資材、機材の運搬	大気環境への配慮	6 a *	作業中は粉じん発生の防止対策を図るとともに、周辺住民への対応や作業の時間帯の調整に適宜努める。
		6 b *	資材・廃材の搬出・搬入に使用する車両等の低燃費化や低公害化に努めるとともに、搬送車両の適切な使用管理に努める。

環境利用行為	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
資材、機材の運搬	大気環境、騒音・振動への配慮	7 a *	大気汚染、騒音・振動の発生防止のため、利用道路や通行時刻の適切化を図る。
	廃棄物の発生・増加への配慮	8 a *	コンクリートやアスファルト廃材などの舗装骨材や建築資材等の再資源化や再生資源の利用に努める。
		8 b *	計画地で不要になった残土や表土等の搬出・処分等に際しては、汚染物質の除去に努めるとともに、処分地での生活環境や生態系への影響の回避に努める。
建設工事に際して	大気環境への配慮	9 a *	作業中は粉じん発生の防止対策を図るとともに、周辺住民への対応や作業の時間帯の調整に適宜努める。
		9 b *	建設工事に係る土砂や建築資材・廃材の搬出・搬入の効率化や搬送路の検討など、周辺地域や沿道での交通公害の防止に努める。
		9 c *	建設工事に係る土砂や建築資材・廃材の搬出・搬入に伴う周辺地域や沿道での交通渋滞の防止、交通安全の確保に努める。
	水環境への配慮	9-2 a *	工事により発生する排水等の適正な管理に努める。
	水源涵養への配慮	10 a *	地下水涵養機能の維持を図るため、舗装にあたっては、透水性のある素材の使用や緑地の設置に努める。
	地下水への配慮	11 a *	掘削やトンネル工事にあたっては、地下水の帯水層を分断しないよう配慮する。
	騒音・振動への配慮	12 a *	騒音・振動の発生による自然環境や生活環境への影響防止のため、周辺住民に対する事前の説明や作業の時間帯の調整等適切な対応を図る。
		12 b *	騒音・振動の発生による自然環境や生活環境への影響防止のため、低騒音・低振動型の工作機械の使用や工法等の採用に努める。
		12 c *	工事車両等の騒音・振動の発生抑制に努めるとともに、通勤車両等の適切な使用管理に努める。
	悪臭への配慮	12-2 a *	臭気を伴う内装・外装の塗装作業や原材料の保管等に際しては、悪臭の発生防止に努める。
	緑地・生物への配慮	13 a *	計画地における植栽空間等への表土の客土に際しては、土壌生物や種子等による地域生態系への影響の防止に努める。
		13 b	生物生息地及び周辺での道路整備に際しては、生息環境の分断防止に努めるとともに、街路樹や緑地帯、排水溝の工夫など生物の移動空間の確保に努める。また、街路灯の適切な設置や工夫に努める。
	自然景観への配慮	13 c	建造物の設置に際しては、高さについて周辺環境との調和に努める。
		13 d	建築物等の外観の基調色は、建築物等に多く使われている色相を基本に、高彩度色の使用を避け、周辺環境と調和に努める。
		13 e	建築物等の外観の素材は、周辺環境と調和する素材の使用に努める。
	埋蔵文化財への配慮	14 a	埋蔵文化財周辺の工事にあたっては、その位置の把握に努め、破損しないよう十分配慮する。
	廃棄物の処理等への配慮	14-2 a *	工事に伴う廃棄物の適正な管理及び処理に努める。
	熱帯林への配慮	15 a *	コンクリート型枠材等への熱帯産木材の使用自粛、国内森林の間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努める。
	シックハウス被害への配慮	16 a *	学校や日常的に市民が利用する施設の新築や改築に際しては、ホルムアルデヒド等の化学物質を発散する内装建材の使用量の抑制や24時間換気システムの設置に努め、シックハウス被害の未然防止を図る。

4 施設の操業や供用時における配慮

環境利用行為	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
利用者の集中	河川の水質・水量への配慮	16 a *	利用者の集中によって発生するごみや排水等が河川や土壤中に漏出しないよう適切な処理に努める。
	地震・土砂災害、洪水、高潮被害への配慮	16 b *	火災発生時の安全確保のため、防災設備の充実、避難経路の確保を十分図る。
	緑地・生物への配慮	16 c *	利用者の集中によって、貴重な自然環境が荒廃しないよう配慮する。
	自然とのふれあいへの配慮	16 d *	特に貴重な生物の生息域には、必要に応じて利用者の立ち入りの可否について十分検討する。
	文化財への配慮	16 e	敷地及び周辺に文化財がある場合には、利用者による文化財の破損防止に配慮する。
	廃棄物の増加への配慮	16 f *	利用者の集中によって発生するごみの減量化、再利用等に努める。
地下水の利用	地下水利用への配慮	17 a *	地下水の保全及び地下水位の低下を未然に防ぐため、地下水の過度の汲み上げに配慮するとともに、再利用の工夫を図る。
貯蔵・集積・管理	河川、地下水への配慮	18 a *	有害化学物質の土壌や河川・地下水への漏出やダイオキシンを含むばいじん等の飛散流出等の未然防止を図るため、設備の充実及び管理の徹底を図る。
	悪臭への配慮	18 b *	悪臭を伴う物質の貯蔵・集積については、適切な管理を行い、発生の未然防止を図る。
	地震への配慮	18 c *	火災等の原因となる資材の管理に十分配慮し、安全確保に努める。
排水	河川、地下水への配慮	19 a *	操業に伴って水質汚濁物質の発生が予測される場合は、最新の排水処理技術の導入などにより発生負荷量の抑制に努める。
		19 b *	浄化槽等下水関連施設の適切な維持管理による、水質汚濁の防止や下水道処理施設等の処理能力の維持向上に努める。
	緑地、生物への配慮	20 a	多様な生物及び貴重な生物の生息環境の保全を図るため、排水の排出量の削減及び適正処理に努める。
		20 b	温排水の水域への排出は、水生生物の生息環境を大きく変える可能性があるため、十分配慮する。
		20 c	操業に伴う土壌汚染物質の排出及び管理に十分配慮する。
農薬の使用	緑地への配慮	21 a	緑地や植栽地の維持管理に伴う農薬等の適正使用や減量化に努める。
	生物への配慮	21 b	農薬等の使用にあたっては、使用量の適正化・減量化等、生態系への影響防止や環境汚染の防止に努める。
	環境にやさしい農業への配慮	21 c	農地における農薬等使用の減量化、空中散布等の自粛、有機栽培農業の推進に努める。

環境利用行為	配慮対象	配慮指針	
		配慮指針番号	
廃棄物の発生	大気環境への配慮	22 a *	野焼や小規模焼却炉の使用は避け、適正な処理に努める。
		22 b *	廃棄物の焼却や処分等に伴う有害物質の発生抑制や排出防止に努める。
	悪臭への配慮	22 c *	悪臭の発生する廃棄物は速やかに撤去し、適正な処理に努める。
照明の設置・利用	生物への配慮	23 a *	適正な屋外照明や屋内照明利用による周辺地の光害の防止に努める。
	自然景観への配慮	23 b *	電柱・街路灯の設置には、色や高さなど周辺環境との調和に配慮する。
	生活環境への配慮	23 c	周辺的生活環境の保全を図るため、サーチライト、レーザー光線等の上空照射設備や点滅照明及び動光設備の設置や照射は避け、光害の未然防止に努める。
車両の出入り	大気環境への配慮	24 a *	公共交通利用の促進や省エネ運転や定期的な整備を心がけ、大気汚染物質の排出の低減化を図る。
		24 b *	公共交通機関の活用等による自家用車通勤・通学及び施設利用者の自家用車利用の自粛に努める。
		24 c *	施設の利用や操業時における適正な自動車利用及び適正規模の駐車場確保等による周辺地域や沿道での交通渋滞や交通公害等の軽減に努める。
		24 d *	貨物等の共同輸送や集配、空積み車両の低減化等、貨物自動車の効率的利用に努める。
		24 e *	自転車道や駐輪場の整備等、自転車利用の促進に努める。
		24 f *	電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努める。
	騒音・振動への配慮	25 a *	車両の大量通過による騒音・振動の防止を図るため、公共交通利用の促進や省エネ運転や定期的な整備を心がける。
	地球温暖化への配慮	25 b *	地球温暖化の防止を図るため、省エネ運転や定期的な整備を心がけ、二酸化炭素発生の抑制に努める。
空き地の所有	空き地の管理への配慮	26 a *	繁茂した雑草等が放置された空き地における虫害や火災または犯罪等を未然に防止するため、定期的な草刈り等に努める。
エネルギーの大量使用	エネルギー及び地球温暖化への配慮	27 a *	雨水の貯留施設や雨水利用システムの導入等、雨水の有効利用に努めるとともに、地域における雨水の保水機能の向上に努める。
		27 b *	雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努める。
		27 c *	利用者の集中や管理者による大量のエネルギーの使用にあたっては、できるだけ省資源・省エネルギーに努める。
		27 d *	施設運営や操業等にあたっては、エネルギー効率の良い省エネルギー型機器や製品の利用等省エネルギー対策に努める。
		27 e *	改修工事にあたってはE S C O事業の導入等を検討し、省エネルギー対策の推進に努める。
		27 f *	施設運営や操業等にあたっては、I S Oなど環境マネジメントシステムの導入により環境への負荷の低減に努める。
		27 g *	省エネルギーの推進や未利用エネルギーの利用促進、また屋上緑化や壁面緑化などによるヒートアイランド対策に努める。
電波障害	周辺地域への配慮	28 a	事業の実施等に伴う周辺地域への電波障害に十分配慮する。
新築・改築	シックハウス被害への配慮	29 a *	新築や改築後の供用に際しては、常時換気に努め、シックハウス被害の未然防止を図る。